

No.	提出書類	備考	チェック欄	
			申請者	事務局
(No. 6) 以下に該当する方は、次の書類を提出してください。No. 2と兼用可。				
6	【宿泊業者及び飲食事業者の場合】 飲食店営業許可証の写し	申請時に期限が有効なものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【酒類販売事業者の場合】 酒類販売業免許通知書の写しまたは酒類販売管理者の選任（解任）の届出書の写し	申請時に期限が有効なものを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【業務委託事業者の場合】 委託を受けていることが分かる書類 （業務委託契約書・雇用契約書の写しや支払者が発行した支払調書の写しなど）	令和元年または令和2年の比較対象月に、報酬支払者から業務委託契約を受けていたことが分かる書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【消費者に対面又は直接的に商品・サービスを提供している事業者の場合】 対面又は直接的に商品・サービスを提供していることが分かる書類	申請者から消費者への、直近の請求書・領収書・納品書、一般消費者への集客がわかるホームページやチラシ、パンフレットなどの写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【対面又は直接的に商品・サービスを提供している事業者と直接取引がある場合】 直接取引を行っていることが分かる書類	事業内容を確認できる事業者間の契約書、取引先との直近の請求書、領収書、納品書などの写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【令和3年5月以降の売上がない場合】 申請時点まで事業を継続していることがわかる書類	直近のイベントチラシ、仕入伝票の写し、業務委託契約書の写し（派遣事業者等から受託している場合）、給与明細書の写し（事業の対価が出来高払いの給与の場合）等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※本県版一時金第3弾の交付額は1事業者あたり一律20万円となります。

《申請書送付先》

〒960-8043

福島市中町1-19 福島中町郵便局留 福島県一時金事務局 宛

※11月12日（金）の消印有効